

薬食発0920第2号
平成24年9月20日

各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成24年政令第242号。以下「改正政令」という。）（官報第5889号）が平成24年9月20日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第130号。以下「改正省令」という。）（官報号外第205号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会长、全国化学工業薬品団体連合会会长、日本製薬団体連合会会长、公益社団法人日本薬剤師会会长及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会长宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

- 1 ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤を毒物の指定から除外したこと。
- 2 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤を劇物の指定から除外したこと。
- 3 公布の日（平成24年9月20日）から施行することとしたこと。



第2 改正省令について

- 1 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フエニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニリプロール)及びこれを含有する製剤を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定から除外したこと。
- 2 公布の日(平成24年9月20日)から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物の指定から除外した物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 (抄)

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
(毒物)		
第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	
一～十七の二 (略)	一～十七の二 (略)	
十八 (略)	十八 (略)	
イ (略)	イ (略)	
ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤	ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤	
ハ (略)	ハ (略)	
十九～二十二の二 (略)	十九～二十二の二 (略)	
二十三 (略)	二十三 (略)	
イ グルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤	イ グルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤	
ロ ホ (略)	ロ ホ (略)	
二十三の二～三十一 (略)	二十三の二～三十一 (略)	
(劇物)	(劇物)	
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	
一～三十一の二 (略)	一～三十一の二 (略)	

三十二 (略)

(略)

(1)
|(142)

(143) | 三一プロモーーー (三一クロロピリジンーーイル) —N—

四一シアノー二一メチルー六一(メチルカルバモイル) フエニル

」—H—ピラゾールー五一カルボキサミド (別名シアントラニ

リプロール) 及びこれを含有する製剤

(144) | (略)

三十三百九 (略)

(略)

(143) | (142)

2 (略)

(143) |
|(169) |

(略)
(略)

三十二 (略)

(1)
|(142)

(略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）
 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 後	改 正 前
		別表第一（第四条の二関係） 毒物	別表第一（第四条の二関係） 毒物
		一〇二十三　（略）	一〇二十三　（略）
		劇物	劇物
		一〇十一の八　（略）	一〇十一の八　（略）
		十一の九　（略）	十一の九　（略）
		(1)　(略)	(1)　(略)
		(123)　(122)　(略)	(123)　(122)　(略)
		三一プロモーーー（三一クロロピリジンーーイル）—N—	三一プロモーーー（三一クロロピリジンーーイル）—N—
		「四一シアノーー一メチル一六一（メチルカルバモイル）フェニル」—一H—ピラゾール—五一カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤	「四一シアノーー一メチル一六一（メチルカルバモイル）フェニル」—一H—ピラゾール—五一カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤
		(146)　(略)	(146)　(略)
		一二六十七　（略）　（毒物）	一二六十七　（略）　（毒物）
		(124)　(123)　(145)　(略)	(124)　(123)　(145)　(略)

毒物から除外するもの

名 称	精 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質	原体並びにこれに外観赤褐色～黒色固体 を含有する製剤 	原体並びにこれに外観赤褐色～黒色固体 を含有する製剤	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット(♀) > 2,000 密度: 4.41(g/cm ³)	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット(♀) > 2,000 水溶解度: < 1.0 × 10 ⁻⁴ g/L (20 ± 0.5°C)	遠赤外線光学 材料(遠赤外線 透過レンズ)

As₂₀Ge₂₂Se₅₈
CAS No. 57673-50-4

- ※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸込等の投与経路がある。
- ※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸込の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ビザール-5-カルボキサミド(別名シアントラニリプロール)	 <chem>C1=C(Cl)C=C(C=C1C(=O)NC#N)C(=O)N2C=CC=C2Br</chem>	原体及びこれを含有する製剤	外観:白色粉末 沸点:350°Cで分解するため測定不能 融点:224°C 蒸気圧:1.787×10⁻¹⁴Pa (25°C) 相対密度:1.4965 水溶解度:14.24mg/L (20°C) 安定性:熱;350°Cまで安定	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♀) > 5,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂♀) > 5,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット(♂♀) > 5.2(ダスト) 皮膚刺激性 ウサギ(♂♀) — 眼刺激性 ウサギ(♂♀) —	農業(殺虫剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

日 次

[政 令]

- 海上保安庁法及び領海等における外國船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二三八)
- 建築基準法施行令の一部を改正する政令(二三九)
- 港則法施行令の一部を改正する政令(二四〇)
- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(二四一)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二四二)
- 大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令(二四三)
- 障害者虐待の防止、障害者の養護に対する支援等に関する法律施行令に対する公表する件(二四四)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件(総務三四〇)

[外務三一四]

- 返納を命じた旅券を無効とする件(同三九四)
- 日本国に帰化を許可する件(同三九三)

[人事異動]

- 地すべり防止区域を指定する件(同二一九四)
- 航路標識に関する件(海上保安庁二〇八〇二一五)
- 日本公務員制度改革推進本部事務局(郵政民営化委員会事務局)の規定に基づき特定外国法を指定した件(同三九三)
- 日本に帰化を許可する件(同三九四)
- 返納を命じた旅券を無効とする件(外務三一四)
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件(財務・農林水産一九)
- 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件(同二〇)
- 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件(同二一)
- 農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(農林水産二一九一)
- 農業近代化資金金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同二一九二)
- 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同二一九三)

[官 報 告]

- 日本工業規格(經濟産業省)標準仕様書(TS)の公表について(同)
- 標準仕様書(TS)の継続について(同)
- 最低賃金の改正決定に関する公示(岩手労働局最低賃金公示一、鳥取同二)

[公 告]

- 官 報 有権者申出方、国営中勢用水土地改良事業計画関係
- 裁判所 相続、公示催告、失踪、除權決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
平成二十三年度共済組合の決算(衆議院・総務省)関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

官報

二 次

国税厅

〔資 料〕

四半期別GDP速報(二次速報)(一〇)

(二) (平成二十四年四~六月期)
(内閣府)

○総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府六〇)

〔省 令〕

〔公 告〕

諸事項

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三〇)

○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通七六)

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

平成二十三年度財務諸表(独立行政法人大芸術文化振興会・全国健康保険協会)関係

○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件

(厚生労働五一四)

○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件(国土交通一〇三三)

○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件(同上)

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件(同上)

(同上)

○建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件(同一〇三六)

〔人事異動〕

○内閣府令第六十号
総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令
第一条第五項第一号を次のように改める。
「二以上の法人(これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域(以下「国等」という。)の数が二以上であるものに限る。)のそれぞれの株主等の議決権(株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業務管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業(以下「統括事業」という。)

第十五条第一号中「次号」の下に「第六号」を加え、同条に次の二号及び三項を加える。

六 統括事業を実施する法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 特定多国籍企業(我が国において新たに統括事業を行うため、当該統括事業を行なう法人を設立しようとする当該特定多国籍企業に限り、その親法人等が既に我が国において当該統括事業を行なっている場合における当該特定多国籍企業を除く。)により我が国において設立される法人

(当該法人が統括事業を実施するために必要な施設の整備及び高度な知識又は技術を有する人材の確保その他措置を行うために、当該法人を設立する特定多国籍企業、当該特定多国籍企業の子法人等又は当該特定多国籍企業の親法人等の議決権の過半数を保有している法人(内国法人に限る。)又は当該

該設立される法人、当該特定多国籍企業(内国法人(国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下同じ。)に限る。)、当該特定多国籍企業の子法人等(内国法人に限る。)又は当該

特定多国籍企業の子法人等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人(内国法人に限る。)に出資を行い、これらの法人の資本金の額を統括事業の実施期間(指定法人事業実施計画に記載された希望する指定の有効期間をいい、当該希望する指定の有効期間が三年を超える場合は第十七条第一項の申請書の提出の日から三年間とする。口において同じ。)中に総額五億円以上増加させることが見込まれる場合において設立されるものに限る。)

ロ 統括事業の確実な実施を図ることが見込まれる法人として、次のいずれかに該当する法人

(i) 統括事業に常時使用する従業員の年間の給与の合計額の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては八千円以上、その最終年度においては十八人以上である法人

(ii) 統括事業に常時使用する従業員の年間の給与の合計額の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては八千万円以上、その最終年度においては一億五千万円以上である法人

(iii) 統括事業に常に使用する従業員が外国人である場合には、当該外国人が統括事業の実施に必要な在留資格を有する者である法人

府 令

内閣総理大臣 野田 佳彦

平成二十四年九月二十日

内閣府令第六十号
総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

第一条第五項第一号を次のように改める。

二項、第二十七項第一項及び第二項並びに総合特別区域法施行令(平成二十三年政令第百四十三号)第一条第五号の規定に基づき、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定めること。

○内閣府令第六十号
総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令
第一条第五項第一号を次のように改める。

二項、第二十七項第一項及び第二項並びに総合特別区域法施行令(平成二十三年政令第百四十三号)第一条第五号の規定に基づき、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定めること。

<p>(3)申請者は申請者の子法人等とその子法人等との関係のある者(①)及び③に該する者を除き、内(④に該する者に限り、)。</p> <p>(2)上記の投下する資本金の用途としての工場・建物・設備への投資予定の有無 □有 □無</p> <p>4 統括事業に係る雇用計画(該当する法人のみ)</p> <p>(1)統括事業に常時使用する従業員の数(見込み)</p>					
計					

5 資金計画

調達方法	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	(単位:百万円)
費用					備考
所要額					

注 「資金の借入れ」には金融機関等からの借りによる調達額を、「その他」には、出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。
(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

書記

<p>○厚生労働省令第四百四十九号 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和三十六年厚生省令第四百四十九号)第二百三十条の二第一項の規定に基いて、毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第二百一章)第三百四十一条の規定による罰金を次のよう改定する。</p> <p>別表第一劇物の項第十一号の九(45)を(146)として(147)から(148)を(149)までとし、(122)の次に次のよう加える。</p> <p>(123) ハーフロードー(11)-クロロジンカジノー(1-メチル)-メチル-ハーフロードー(11)-カルバメトキサミズ(別名シドニアトリプロール)及びこれと合併する劇物</p> <p>附則</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	
<p>○国土交通省令第七十六号 建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第114号(十九回))の施行に伴い、並びに建築基準法(昭和三十五年法律第二百一章)第六十条第五項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む)、第五十七条の二第一項、第五十七条の二第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の五第六項、第八十六条の八第二項及び第九十三条の二(都市再生特別措置法(平成二十四年法律第二百一章)第八十二条並びに津波防災地域づくり法に関する法律(平成二十四年法律第二百一十九回))第九十七条の規定に基いて、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のよう規定する。</p> <p>平成二十四年九月一十日</p> <p>国土交通大臣 春田雄一郎</p> <p>(建築基準法施行規則等の一部を改正する省令) 第一条 建築基準法施行規則(昭和三十五年建設省令第四百四十九号)の一部を次のよう改定する。 (建築基準法施行規則の一部改正)</p> <p>第一条の三第一項の表13の項中「の内訳」を削り、同表14の項中</p> <p>敷地面積求積図</p> <p>各部屋面図</p> <p>蓄電池設置部分又は貯水槽設置部分、自家発電設備設置部分の寸法及び算式</p> <p>床面積求積図</p> <p>蓄電池設置部分又は貯水槽設置部分、自家発電設備設置部分の寸法及び算式</p> <p>敷地面積求積図</p> <p>敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式</p>	
<p>は改め、同表六(三)の項中「三百三十七条の一第一号イ若しくはロ又は第一号」を「三百三十七条の二第一号、第一号、第三号イ若しくはロ又は第四号」に改め、「の内容」を削り、「自動車庫等の用途に供しない」を「自動車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の」に「自動車庫等の用途に供する部分」を「自動車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分」に改める。</p>	